

市の情報保護改定で個人情報を守るのか？

2022年12月議会の一般質問で日本共産党の宮脇俊彦議員は、市がこれから進めようとしている「ICT推進計画の改定案」について質問しました。

まず、デジタル技術は未完成であり、セキュリティも万全ではありません。誤った使い方をすれば住民に重大な被害をもたらします。デジタルの技術は、誰が、何の目的で、どのように使うかが問われています。と基本認識を示したうえで、以下の3点について追及しました。

①伊勢原市は現在の情報システム構築時「外部に情報が漏れないようにするため、情報を外部と遮断する」と言ってきました。しかし、今回の情報システム変更で、国の情報システムにつなぎ統一します。国とはいえ、外部とつなぐ、結局従来の「情報を外部と遮断する」との方針を180度転換するものです。個人情報保護と真逆です。今回の変更によって、国の施策に統一される。疑問が生じても市の審査会では審査されなくなります。また、個人の承認なく個人情報が加工され（匿名加工情報にすると市はいいますが）、事業者提供されます、個人情報が漏れない保証はないのでは、と厳しく追及しました。

昨年12月6日に日本共産党の宮本岳志衆議院議員が国会で情報漏洩の実態を質問したところ、政府は「2017年度から21年度までの5年間で約5万6541

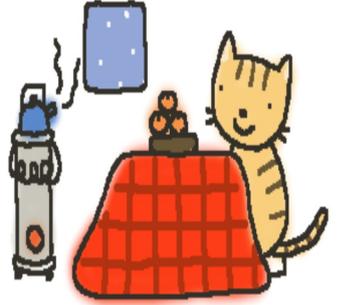
人分のマイナンバー情報が漏洩したり、情報が入ったUSBなどが紛失したりしている」と報告した。つまり、情報を外部つなぐと漏洩の危険性が増すことをまさに示しているのではないのでしょうか。

②次に、自治体の国より進んだ施策は守ることができるのか、という問題です。



国の制度を上回る制度は守られるのか

現在、小児医療費は伊勢原市では中学3年生まで無償化が実現しています。「情報システムが国のシステムに統一する事になった場合、この制度はまもられるのですか」の質問に対し市の答弁は、「国は自治体の独自プログラム作成は許容しています。しかし、その場合、その自治体で費用負担を行うことが必要です」との回答です。



つまり、国のシステムに統一する場合は、費用負担は国が補助します。しかし、自治体が独自で国と異なる施策を行う場合は、そのプログラム作成から運用まで、かかる費用はその自治体が新たに負担をすることになります。結局、費用負担の重さのため、住民福祉の向上目指した独自施策は後退することが目に見えているのではないのでしょうか。

全国では、議会で市長が「独自施策は費用負担が自治体に重くなり取り組めない」と答弁した自治体もでてきているのです。

外部人材を登用する場合守秘義務は？

③国が示した事例では副市長が情報システムの責任者、その補佐として外部からの人材が登用されると伺っています。重要な位置づけです。そこで以下3点の疑問について質問。

(1)伊勢原市は外部の民間会社から登用の計画はあるのか。

(2)その場合、一般職員に課せられる守秘義務の適用はあるのか。「特定任期付職員」は地方公務員法の適用があります。「非常勤特別職」の場合、守秘義務を規定する事項を契約の中に盛り込み、サインを求めることが必要ではないか。

(3)重要な職責を担うのだから、伊勢原市のこれからの「情報システム構築の内容・予算等」に関与することになります。伊勢原市の情報が外部に流失する危険性はないのか。について伺いました。

市からは現在、外部の民間会社から登用の方向で検討している。

守秘義務については要綱で守秘義務を規定していきたい。

と回答がありました。

質問に対して明確な回答になっていません。

外部人材の登用がどうなるのか。守秘義務が守られる仕組みが確立されるのか疑問が残ります。

一昨年開催された東京オリンピックでは、権限を持つ外部登用された人が、知りえた情報と権限を行使し、大きな儲けの対象にしてしまう疑義が生じています。そうしたことが起きないように しっかり市政を今後もチェックしていきます。

詳しくは市ホームページ「市議会」をご覧ください。

